

◆申請から助成までの流れ

①申請書等の入手



桜井市窓口(本庁舎1階⑧窓口)より入手

- ・申請書
- ・医師意見書用紙

②耳鼻咽喉科の受診



- ・指定の耳鼻咽喉科に医師意見書を持って受診
 - ・医師に補聴器の使用が必要と認められた場合は、医師意見書に記入を受ける
- ※受診料・検査料・文書料等全て自己負担

③申請



桜井市高齢福祉課に提出

- ・申請書
- ・医師意見書(作成日から3ヶ月以内)
- ・購入予定の補聴器の型番・金額のわかるもの

④決定



桜井市高齢福祉課より発行

- ・助成交付金決定通知書
- ・請求書用紙



⑤補聴器を購入



- ・補聴器を購入し、購入店舗で領収書を発行してもらう
- ※領収書名前は原則助成対象者に限る
- ・請求書等を桜井市高齢福祉課に提出
- ※領収書の写しと型番の分かる書類(申請時と異なる場合)を添付

⑥助成

- ・市より請求時の指定口座に振込
- ※振込通知書は送付しません。記帳等で各自確認してください。

【お問い合わせ】

桜井市高齢福祉課 地域包括ケア係

TEL: 0744-42-9111 (内線2173)